

障害者虐待防止マニュアル

H24.10.1 施行

H29.7.1 一部修正・追加

R7.4.1 一部修正

1 目 的

このマニュアルは、「明徳会障害者虐待防止対応規定」に沿って実施し、法人が行うすべての事業においての利用者に対する虐待防止を図るとともに、法人事業の利用者の人権保護、健全な支援の提供、質の向上を目的としているものです。

以下、参考文献

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 「障害者虐待の防止と対応」より

2 障害者虐待とは

(1) 「障害者虐待防止法」の成立

障害者に対する虐待はその尊厳を害するものであり、障害者の自立と社会参加にとって障害者虐待の防止を図ることが極めて重要であるため、こうした点等を鑑み、障害者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を推進するため、平成 23 年 6 月 17 日、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」といいます。）が議員立法により可決、成立し、平成 24 年 10 月 1 日から施行されている。

(2) 障害者虐待に該当する行為

- ① 身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある

暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

- ② 性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待：障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置：障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待：障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

（３）「障害者虐待の具体例」

区分	内容と具体例
① 身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。 【具体的な例】 ・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・壁に叩きつける ・つねる ・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる ・やけど・打撲させる ・身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させるなど）
② 性的虐待	性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある） 【具体的な例】 ・性交 ・性器への接触 ・性的行為を強要する ・裸にする ・キスする ・わいせつな映像を見せる ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する
③ 心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。 【具体的な例】 ・「バカ」「あほ」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる ・怒鳴る ・ののしる ・悪口を言う ・仲間に入れない ・子ども扱いする ・人格をおとしめるような扱いをする ・話しかけているのに意図的に無視する ・家族、知人との面会を制限する
④ 放棄・放置	食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、などによって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。 【具体的な例】

	・食事や水分を十分に与えない ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している ・あまり入浴させない ・汚れた服を着させ続ける ・排泄の介助をしない ・髪や爪が伸び放題 ・室内の掃除をしない ・ごみを放置したままにしてあるなど劣悪な住環境の中で生活させる ・病気やけがをしても受診させない ・外出させない ・必要な福祉サービスを受けさせない・制限する ・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する
⑤ 経済的虐待	・本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 ・年金や賃金を渡さない ・本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する ・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない ・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

※ 身体拘束については、身体拘束マニュアルを別に設けることとする。

3 障害者虐待の防止等に向けて

（１）虐待防止委員会設置

障害者虐待防止法施行に伴い、H24年10月より虐待防止委員会を設置することとする。委員会の組織は各事業所選出の権利擁護委員で構成し、その中から選出した者を委員長とし、月に一度「虐待防止委員会会議」を開催し、虐待防止に向けた対応を考察していく。

（２）虐待防止委員会の役割

定期的に会議を実施し、虐待に繋がり兼ねないケース等を考察していく。また、身体拘束マニュアルの中にある点検項目の確認の実施等、虐待を未然に防ぐ重要な役割を担う。その他、虐待の疑いのあるケースがあがった場合の調査や具体的対策案、関係機関との連携・調整など、虐待防止委員会が中心となり必要なメンバーでチームを組み実行にあたっていく。

(3) 障害者虐待防止と対応のポイント

ア 虐待を未然に防ぐために

職場内はもちろん地域や関係者に対しても障害者虐待防止法の周知、障がい者の権利擁護についての啓発、障害や障害者虐待に関する正しい理解の普及・広報に努め、また、第三者委員会や内部研修等を通じて職員の意識向上、障害者虐待への理解、リスク要因の低減に積極的に努めていく。

イ 虐待の早期発見・早期対応

虐待防止委員会（**身体拘束防止委員と兼務**で組織）を設置し、**3ヶ月ごとに実施する「権利擁護の自己評価アンケート」**を活用し、虐待の防止及び早期発見に努めていく。

ウ 障害者の安全確保を最優先

障害者虐待に関する通報等の中には、障害者の生命に関わるような緊急的な事態も考えられるため、そのような状況下での対応に関しては障害者の安全確保を第一に考え、関係機関との連携を図りながら、そのケースに応じた対応を行う。

エ 障害者虐待に係る通報・関係機関の連携

虐待防止法施行に伴い、障害者虐待を発見した場合は通報が義務づけられたため、虐待事案を発見した場合は速やかに市町村へ通報を行う。

また、発見にあたって、虐待に至るまでには様々な要因が複雑に影響している場合も多くあるため、それぞれの段階において複数の関係機関と連携を図りな

がら障害者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして対応していくよう努めていく。

(4) 障害者虐待の判断に当たってのポイント

虐待であるかどうかの判断に当たっては、以下のようなポイントに留意する。このとき、虐待かどうかの判断が難しい場合は、虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応を行っていく。

ア 虐待をしているという「自覚」は問わない

虐待事案においては、虐待をしているという自覚のある場合だけでなく、自分がやっていることが虐待に当たると気付いていない場合もあります。

しつけ、指導、療育の名の下に不適切な行為が続けられている事案もある為、虐待している側の自覚は問わず、自覚がなくても障害者が苦痛を感じたり、生活上困難な状況に置かれていたりする場合には、その行為が虐待に当たるということを適切な方法で気付かせ、虐待の解消に向けて取り組んでいきます。

イ 障害者本人の「自覚」は問わない

障害の特性から、自分のされていることが虐待だと認識できない場合がある。また、長期間にわたって虐待を受けた場合などでは、障害者が無力感から諦めてしまっていることもあり、周囲がより積極的に介入しないと虐待が長期化したり、深刻化したりする危険があるため、障害者本人から訴えの無いケースに関しても虐待事案ととらえ改善に努めていきます。

ウ 親・家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある

施設や就労現場で発生した虐待の場合、障害者を預かって貰っているという家族の気持ちや、他に行き場がないという状況のため、障害者の家族への事実確認の段階で「これくらいのことは仕方がない」と虐待する側を擁護し

たり、虐待の事実を否定したりすることがあるため、家族からの訴えがない場合であっても、虐待の客観的事実を確認して、障害者本人の支援を中心に考え対応を行っていく。

エ 虐待の判断はチームで行う

障害者虐待の事案に対する判断は、担当者一人で行うことを避け組織的に
行っていく。相談や通報、届出を受けた場合は、速やかに上司または虐待防
止委員会へ報告し、緊急性の有無、事実確認、援助の方向などについて組織
的に判断を行っていく。また、担当者一人への過度の負担を避け、複数の職
員で対応を行うようにする。

4 虐待防止のための体制

(1) 職員教育

ア 権利擁護及び虐待防止の観点から新人教育プログラムを計画的に行い組織
全体で取り組む。また、目標管理シート等を活用し面接を行い資質の向上を
図る。

イ 権利擁護及び虐待防止の職員研修を計画的に実施する。研修においては各
部署においてもその項目を取り入れ職種・雇用形態を問わず参加できるよ
うにする。

ウ 虐待防止チェックシートやアンケートを活用し、組織・職員個々の振り返
りを行い研修などで評価を行う。

(2) その他の体制

ア 意見箱について、権利擁護及び虐待防止の観点からその活用に結び付けることが出来るように利用の促進を図る。

イ 虐待に関するアンケートを定期的に利用者本人及び家族へ実施する。個別案件については虐待防止受付担当者を中心に聞き取りを行い、改善・未然防止に努める。

ウ 同性介助の徹底を図り、適正配置を確認しながらシフト等を組む

5 虐待事案発見後の流れ

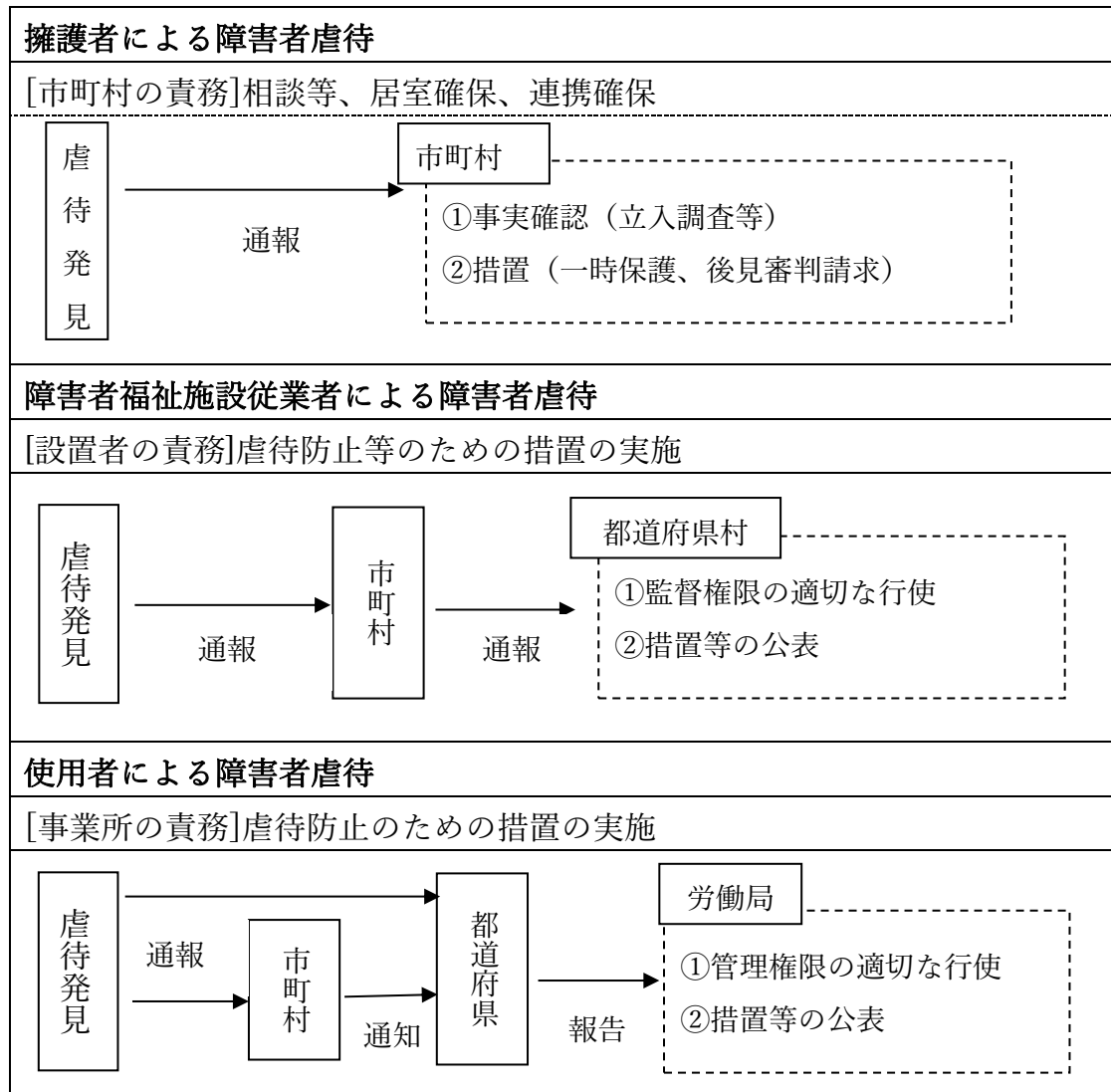
(1) 施設内で虐待の疑わしき事案を発見した場合は下記の「虐待の疑いが生じた場合の流れ」に沿って対応していくものとする。

(2) 虐待事案を発見した場合は速やかに上司または虐待防止委員会へ報告。その後、虐待防止委員会を中心に関係者で緊急虐待防止検討会議を開催し、実態調査・その後の対応についての検討を行う。状況に応じて障害者虐待防止センターへの通告、関係機関と連携を図り、解決から再発防止までの具体策を講じ、全体への周知を行っていく。

虐待の疑いが生じた場合の流れ



6 障害者虐待防止等のスキーム



7 熊本県／熊本市 障害者虐待防止センター

障害者の虐待や養護者の支援に関する相談通報は下記へ

【日中（８時３０分～１７時１５分）】（夜間連絡先に関しても同上）

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課内

電話：０９６－３３３－２２４４ ファックス：０９６－３８３－１７３９

メール：tokuteisodan@pref.kumamoto.lg.jp

熊本市障がい者虐待防止センター

熊本市中央区大江５丁目１-１ ウェルパル熊本 熊本市役所障がい福祉課内

TEL ０９６－３２６－９１１１